

UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)

■円コース<毎月分配型> ■豪ドルコース<毎月分配型> ■ブラジルリアルコース<毎月分配型> ■南アフリカランドコース<毎月分配型>
 [追加型投信/内外/債券]
 ■マネープール[追加型投信/国内/債券]



第23期決算のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、『UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)』各通貨コースは、2011年11月25日に第23期決算を迎えました。当期の分配金額について、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

■第23期分配金(1万口当たり、課税前): 2011年10月26日~2011年11月25日

円コース	25 円
豪ドルコース	70 円
ブラジルリアルコース	90 円
南アフリカランドコース	80 円

※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

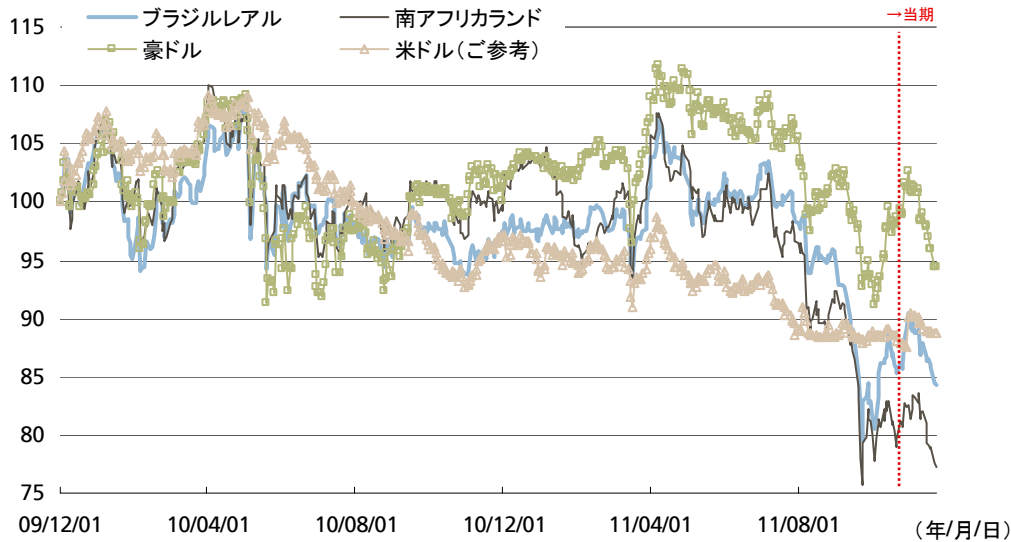
◎当期の市場動向

当ファンドの実質的な投資対象である公共インフラ債券市場は、当期、公益+1.39%、通信+0.00%、エネルギー+0.48%、運輸+1.08%となりました(円ヘッジベース)*。

為替市場では、今期、ヘッジ対象通貨は、すべての通貨が対円で下落しました。期の初め、中国の景気減速懸念が後退したことや欧州連合(EU)がギリシャの債務削減について合意したこと、また、日本政府が米ドル買い・円売りの為替介入を行い円安傾向となったことなどを背景として、ヘッジ対象通貨は対円で上昇しました。その後、期中盤から後半にかけて、対ギリシャ支援の継続見通しが悪化したこと、イタリアの財政問題や政情不安への懸念を反映しイタリア国債の利回りが上昇したこと、スペインなど他の欧州周辺国の財政状況に対しても懸念が高まったことなどから、市場のリスク回避志向が高まり、ヘッジ対象通貨は総じて下落しました。今期、政策金利については、豪州で利下げが行われ、南アフリカでは据え置かれました。ブラジルでは、経済成長率予想が引き下げられ、市場の利下げ観測が高まりました。

*2011年10月25日~2011年11月22日におけるバークレイズ・キャピタル・グローバル総合社債インデックスの各セクターのパフォーマンス(表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。)

■ご参考:各為替ヘッジ対象通貨の推移(対円)(指数化、スポット・レート/2009年12月1日~2011年11月22日)



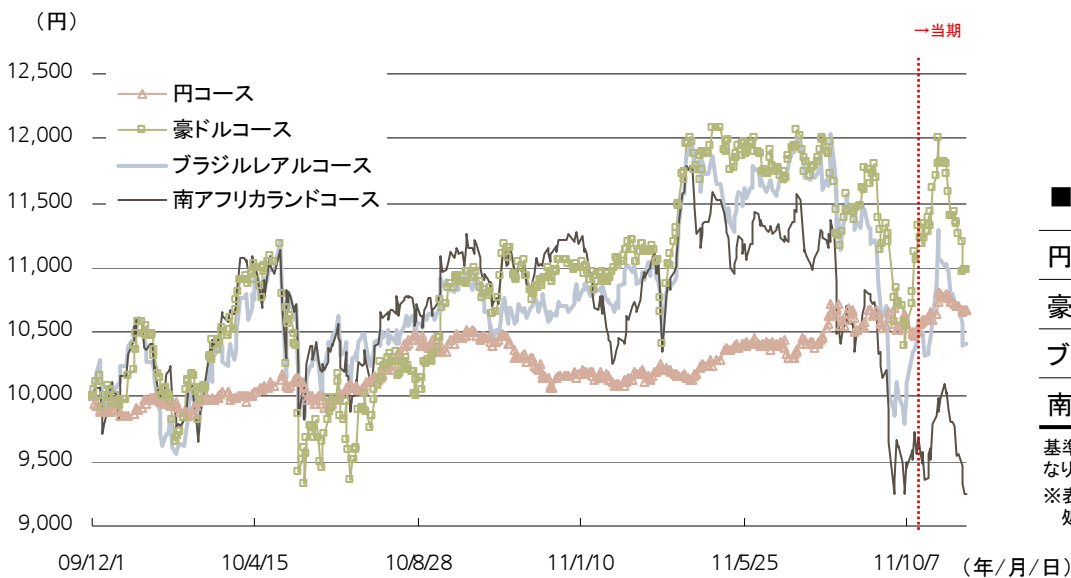
出所:ブルームバーグのデータを基に当社作成

上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

◎当期の運用経過

以上を背景とし、当期の各コースのパフォーマンスは下記図表の通りとなりました。当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の組入銘柄の平均最終利回りは、2011年9月末時点で4.15%、2011年10月末時点で3.81%となっています。

■各コース、設定来の基準価額(分配金再投資)の推移(2009年12月1日~2011年11月25日)



■第23期の各コース騰落率

円	0.68%
豪ドル	-3.49%
ブラジルリアル	0.22%
南アフリカランド	-3.28%

基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

基準価額(分配金再投資)は、ファンドの分配金(1万口当たり、課税前)でファンドを購入(再投資)した場合の価額です。基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

◎分配方針と今後の運用方針

当ファンドは、毎月の決算時(毎月25日、休業日の場合は翌営業日)に、継続した分配を行うための分配原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して分配金額を決定します*。分配原資は基本的に、(外国投資信託への投資を通じて当ファンドが得られる)債券の金利収入と売買益(評価益を含む)、および、各通貨コース毎に異なる為替ヘッジ・プレミアム(円コースの場合は為替ヘッジ・コストを差し引く)から、当ファンドの信託報酬等費用を差し引いた額になります。

今後とも「UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)」をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

* 分配金は分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「分配方針」をご覧ください。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けませんが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■各ファンド共通(「マネーボール」を除く)

1. 公社債に関する価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

2. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

3. 為替変動リスク

「円コース<毎月分配型>」

投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

「豪ドルコース<毎月分配型>」、「ブラジルリアルコース<毎月分配型>」、「南アフリカランドコース<毎月分配型>」
投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則としてそれぞれのコースにおける通貨(*)で為替ヘッジを行いますので、基準価額は当該各通貨(*)の為替変動の影響を大きく受けます。また、完全に対当該各通貨(*)で為替ヘッジすることはできませんので、当該組入資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合もあります。当該各通貨(*)金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。

(注)文中の(*)については、下記の表よりそれぞれ当てはめてご覧ください。

	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース
*	豪ドル	ブラジルリアル	南アフリカランド

■「マネーボール」

1. 金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

2. 信用リスク

ファンド資産を公社債およびコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

・外国投資信託の組入資産について為替ヘッジを行う際、一部の新興国においては通貨の受渡に制約があるため、NDF※(ノン・デリバラブル・フォワード)を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと実際の為替市場の値動きは、需給動向や規制等の影響により、大きく乖離する場合があります。その結果、投資成果は、実際の為替市場や金利市場の動向から理論上期待される水準と大きく乖離する場合があります。また、市場規模の縮小や当局の規制等によりNDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDFとは、新興国の通貨を売買する際に利用される直物為替先渡取引の一種で、主に金融機関と相対で取引されます。NDFにおいては当該国通貨の受渡が発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済されます。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込み

購入・換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付は行いません。(ただし、「マネープール」の換金申込を除きます。)
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金申込を取り消すことがあります。投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、購入申込の受付を制限する場合があります。
信託期間	設定日(平成21年12月1日)から平成31年8月26日まで
繰上償還	各ファンドの純資産総額が30億円(マネープールは100万円)を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となる場合があります。
決算日	各ファンド(「マネープール」は除く): 毎月25日(休業日の場合は翌営業日) マネープール: 毎年2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	各ファンド(「マネープール」は除く): 毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 マネープール: 年2回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

* マネープールはスイッチング以外によるご購入は行えません。

■ 投資者が直接負担する費用

購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。(スイッチングの場合は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.575%(税抜1.50%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額) 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
「マネープール」には信託財産留保額はありません。

■ 投資者が間接的に負担する費用

運用管理費用 [各ファンド(「マネープール」を除く)]

(信託報酬) 日々の純資産総額に対して年0.924%(税抜年率0.88%)の率を乗じて得た額とします。また、ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等がファンドの純資産総額に対して年率0.70%程度(委託会社が試算した概算値)がかかります。したがって、ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的にはファンドの純資産総額に対して年率1.624%程度となります。

※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

[マネープール]

日々の純資産総額に年0.5775%(税抜年0.55%)を上限とする率を乗じて得た額とします。

※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

※運用管理費用は、無担保コール翌日物の金利水準により毎月見直されます。平成23年9月末現在の「マネープール」の信託報酬率は年0.07875%以内(税抜年0.075%以内)です。

その他の費用・手数料 監査報酬、受益権の管理事務費用および法定手続き等(書類の作成、印刷、交付)等に関する費用など(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%(「マネープール」は0.05%))を間接的にご負担いただく場合があります。

※原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料・外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、日本証券業協会
受託会社	住友信託銀行株式会社 再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
販売会社	

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	社団法人 日本証券投資 顧問業協会	社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
住友信託銀行株式会社	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第5号	○	○	○	
UBS証券会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第232号	○		○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○		○	

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2011. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。